

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）
環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例	
	：当初提出時に入力する箇所
	：上半期提出時に入力する箇所
	：下半期提出時に入力する箇所
	：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属（課等）		経営企画課
連絡先（内線・外線）		4-217
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月8日
	上半期提出日	令和5年10月23日
	下半期提出日	令和6年4月19日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- 原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存	空冷ヒートポンプエアコン ビル用マルチエアコン （業務用空調機 第一種特定製品）	15台 空冷ヒートポンプエアコン13台 （本館5別館8）/ビル用マルチエアコン2台				
	2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）						
	3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。						
	4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。						
	上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日				
5月30日	7月27日	10月30日	1月10日				
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						2台（9.6・11.25kw） 3年に1回以上	実施した
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力						○	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点				

2							
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存	空気熱源ヒートポンプ （業務用空調機器 第一種特定製品）	2台 三菱電機機CAHJ1500BK 本館室外屋上				
	2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課）						
	3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。						
	4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。						
	上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）		
4月～6月 点検実施日	7月～9月 点検実施日	10月～12月 点検実施日	1月～3月 点検実施日				
5月30日	7月27日	10月30日	1月10日				
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月	○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						2台（37kw） 3年に1回以上	実施した
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力						○	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点				

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	テレビ（ブラウン管式）	3台 局長室・食堂・第4会議室（倉庫）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	1台 2階経営企画課倉庫
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	洗濯機	1台 1階洗濯乾燥室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車なるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車 が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	/H22キャンター/H29キャンター/ H29N-ONE/R1ステップワゴン
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第15条（駐車場管理者の義務）	規則で定める規模以上（面積500㎡以上又は駐車台数40台以上）の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならない。	駐車場	210台（5, 700㎡）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第23条（指定施設の設置の届出）	騒音を発生させる者は、工場等に指定施設を設置しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、次に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地○指定施設の種類及び能力ことの数○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式）その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない／前項の規定による届出には、指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。【指定施設】（騒音）空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	空冷ヒートポンプチラー	三菱電機㈱CAHJ1500BK 室外屋上2台（室内1F・2F・3F2エリアと3F食堂1エリア）／冷房能力 561,507KJ／法定冷凍能力 24.92トン
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第25条・29条	第25条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第四号から第六号（○指定施設の使用の方法○騒音の防止の方法及び指定施設の型式○その他規則で定める事項）までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない 第29条 届出をした者は、その届出に係る第二十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場等の名称及び所在地）に変更があったとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。【指定施設】（騒音）空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	空冷ヒートポンプチラー	三菱電機㈱CAHJ1500BK 室外屋上2台（室内1F・2F・3F2エリアと3F食堂1エリア）／冷房能力 561,507KJ／法定冷凍能力 24.92トン
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
三重県生活環境の保全に関する条例 第31条	指定施設から騒音を発生させる者は、当該指定施設を設置する工場等の敷地境界線において排出基準に適合しない騒音を発生させてはならない。【指定施設】（騒音）空気圧縮機・送風機・ガス圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のもの）／冷房機及び冷却塔（冷房能力が1時間当たり104,000KJ以上のもの）	空冷ヒートポンプチラー	三菱電機㈱CAHJ1500BK 室外屋上2台（室内1F・2F・3F2エリアと3F食堂1エリア）／冷房能力 561,507KJ／法定冷凍能力 24.92トン
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
高圧ガス保安法第5条（製造の許可等）	次の各号（省略）の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない／次の各号（省略）の一に該当する者は、事業所ごとに、当該各号に定める日の二十日前までに、製造をする高圧ガスの種類、製造のための施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。※本市の場合：冷凍機器におけるフルオロカーボン製造に係る許可又は届出が該当（冷凍能力50トン以上：許可 冷凍能力20トン以上50トン未満：届出）	空冷ヒートポンプチラー	三菱電機㈱CAHJ1500BK 室外屋上2台（室内1F・2F・3F2エリアと3F食堂1エリア）／冷房能力 561,507KJ／法定冷凍能力 24.92トン／冷媒R22
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市公共下水道条例第16条	使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。	下水道排水設備	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

14			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	ディーゼル機関／軽油／150kVA
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

15			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
消防法第17条の3の3	防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない 6ヶ月毎の機器点検／1年毎の総合点検	非常用自家発電装置	ディーゼル機関／軽油／150kVA
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

16			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条	特定建築物の所有者は、当該特定建築物が使用されるに至つたときは、その日から一箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない／特定建築物所有者等は、届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から一箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない 【特定建築物】 次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ床面積が3,000㎡以上の建築物 ○店舗又は事務所 【建築物環境衛生管理基準】 ○空気環境の測定結果は、測定基準におおむね適合すること（空気環境の測定基準は別表3を参照）／給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は百万分の0.1以上に保持する／ ○水質検査の結果は、水質基準に適合すること（水質基準は別表3を参照）	上下水道局 庁舎建物（本館、別館）	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

17			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2	（前後略）第3項 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定める事項について、二月以内ごとに一回、定期に、測定すること。 イ 空気調和設備を設けている場合 令第二条 イの表の第一号から第六号までの上欄に掲げる事項 ロ 機械換気設備を設けている場合 令第二条 イの表の第一号から第三号まで及び第六号の上欄に掲げる事項	上下水道局 庁舎建物（本館、別館）	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

18			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の1 8第4項	(前後略) 第4項 空気調和設備内に設けられた排水受けについて、当該排水受けの使用開始時及び使用を開始した後、一月以内ごとに一回、定期に、その汚れ及び閉塞の状況を点検し、必要に応じ、その清掃等を行うこと。ただし、一月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間においては、この限りでない	上下水道局 庁舎建物（本館，別館）	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

19			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条第7項	(前後略) 第7項 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、行うこと	上下水道局 庁舎建物（本館，別館） (遊離残留塩素の検査のみ)	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

20			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5第1項	第1項 令第二条第三号 イに規定する掃除は、日常行うもののほか、大掃除を、六月以内ごとに一回、定期に、統一的行うものとする。（以下略）	上下水道局 庁舎建物（本館，別館）	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

21			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の5第2項	第2項 令第二条第三号 ロに規定するねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除は、次の各号の定めるところによる。 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにねずみ等による被害の状況について、六月以内ごとに一回、定期に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること （以下略）	上下水道局 庁舎建物（本館，別館）	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

22			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条	特定建築物所有者等は、特定建築物ごとに建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない	上下水道局 庁舎建物（本館，別館）	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

23			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第20条	特定建築物所有者等は、次の各号に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。 一 空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃並びにねずみ等の防除の状況（これらの措置に関する測定又は検査の結果並びに当該措置に関する設備の点検及び整備の状況を含む。）を記載した帳簿書類 二 当該特定建築物の平面図及び断面図並びに当該特定建築物の維持管理に関する設備の配置及び系統を明らかにした図面 三 その他当該特定建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項を記載した帳簿書類 2 前項第一号及び第三号の帳簿書類は、五年間保存しなければならない	上下水道局 庁舎建物（本館，別館）	延べ床面積 4960.79㎡
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		R6.2月	
実施人数		実施日	2/9～2/22
117	名	訓練内容	フルオロカーボン緊急事態対応手順書、監視装置等の操作方法マニユアルの確認による机上訓練
		実施時の写真撮影有無	○

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle: 再生利用する, Refuse: 不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	357	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 17.3% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	2068	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	99	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 83.9% 徹底されている
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	118	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 →	0	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
		作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
上下水道局へ来局される市民や業者に対して、環境への意識向上のため、各階廊下等へポスターを掲示し、窓口に「鈴鹿エコモーション6」の看板を設置する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
各階廊下等へポスターを掲示し、窓口に「鈴鹿エコモーション6」の看板を設置した。今後も継続して掲示を行うことで、環境に対する意識の向上に努めていきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）					
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属（課等）		経理課
連絡先（内線・外線）		内線：（4）224
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月9日
	上半期提出日	令和5年10月18日
	下半期提出日	令和6年4月5日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- 勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- 所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託事業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- 上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- 下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- 原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- 指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
該当なし			
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		変更点	

IV 緊急事態対応訓練の実施

- 該当所属のみ入力
- Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- 訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数	実施日		
名	訓練内容		
	実施時の写真撮影有無		

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle: 再生利用する, Refuse: 不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満: 「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満: 「もう少し努力できる」 22%以上: 「徹底されている」
※22%： 令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	90	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 19.6% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	459	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】 全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白: 「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満: 「もう少し努力できる」 58%以上: 「徹底されている」
※58%： 令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】 環境目標 7 に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 → 0 【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
課内・グループ内の情報共有は、紙媒体の資料による回覧は極力控え、グループウェア（課内掲示板、グループ掲示板等）を有効利用して行う。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
課内職員一同紙の削減を意識し、課内掲示板及びグループ掲示板等の積極的な活用に努めた。今後も紙の削減を意識しながら業務を行う。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】						
基本目標			基本方針		施策	
実施施策			実施施策 詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）		該当なし				
実施結果（D） （3月入力）						
評価（C） （3月入力）						
改善（A） （3月入力）						
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
該当なし	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

所属（課等）		営業課
連絡先（内線・外線）		（4）236・386-1670
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月17日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月19日

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託事業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車なるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	H21アクティバン×1台、 H30アクティバン×2台、 H19ガッツ×1台 R2N-VAN×2台 R5N-VAN×2台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点 H21アクティバン×1台、H19ガッツ×1台を引取業者に引渡し，R5N-VAN×2台を新規購入。

IV 緊急事態対応訓練の実施

- ・**該当所属のみ入力**
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が，年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し，その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数	実 施 日		
名	訓 練 内 容		
	実施時の写真撮影有無		

該当なし

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標〇に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R 活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底

※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満: 「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満: 「もう少し努力できる」 22%以上: 「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力→	11	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 0.4% より一層の努力が必要
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力→	3131	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）

【基準値】 全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白: 「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満: 「もう少し努力できる」 58%以上: 「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】 環境目標 7 に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度作成枚数 → 〇 【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓

作成なし

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
窓口に「鈴鹿エコモーション6」を掲示し、来局者及び業者等へ環境問題への取り組みを発信する。 下水道への接続や、合併処理浄化槽の設置促進が環境負荷の軽減につながるため、普及啓発に努める。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
局内に環境に関するポスター等を掲示し、環境問題への取り組みを発信した。次年度も引き続き行っていく。 下水道接続、合併処理浄化槽設置の普及啓発を行った。次年度も引き続き行っていく。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		水環境の保全	
実施施策	合併処理浄化槽の設置費補助事業の推進	実施施策 詳細	合併処理浄化槽の設置費補助事業を推進することにより生活排水の浄化を図る	担当G	料金G
年間計画（P） （当初入力）	随時申請を受理し補助金の交付を行う				
実施結果（D） （3月入力）	1 2 4 基分の補助を行った。				
評価（C） （3月入力）	概ね合併処理浄化槽の設置促進を行うことができた。				
改善（A） （3月入力）	引き続き、合併処理浄化槽の補助事業を実施し、普及促進を図っていく。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている		次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		水道工務課
連絡先（内線・外線）		343
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月1日
	上半期提出日	令和5年10月11日
	下半期提出日	令和6年4月19日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託事業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	1台 2階図面・オフセット室
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2				
適用法令等		遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条		第5条 自動車の所有者は、自動車なるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。	公用車	12台
		第8条 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

3				
適用法令等		遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針		地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え） 【対象建設工事】（施行令第2条） ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築、増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築、増築、解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体、新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」 →土木工事（剪定、除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額 5,000千円以上、 建築工事 当初設計金額 20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・ 該当所属のみ入力
- ・ Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・ 対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・ 訓練実施時の写真をデータで残して頂くようお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日			
実施人数		実 施 日	
名		訓 練 内 容	
		実施時の写真撮影有無	

該当なし

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・ 環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます↓
徹底している

【環境目標 4】
4 R活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底
※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓ セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 6】			
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する			
【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値			
	年間の電子決裁数を入力 →	123	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 4.9% もう少し努力できる
	年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	2494	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）			
【基準値】 全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」			
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 = 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】 環境目標 7 に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	29	【R5年度】 環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
作成済み		

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】 各所属で取り組む環境目標
『鈴鹿エコモーション6へのABC』すなわち『当たり前（A）のことを、馬鹿（B）にせず、ちゃんと（C）やる』に対する市民の関心を高めるため、貼紙を掲示する。
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
所属の職員、来客に見える場所に環境目標を掲示して取り組んだ。今後は、研修なども取入れ、所属職員の意識改革が生まれ様に工夫していきたい。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）					
実施結果（D） （3月入力）	該当なし				
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）				次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	該当なし	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	鈴鹿市清掃協同組合（有）丸昭清美社 (株)朝日工業 東海メンテナンス(株)

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	○
----------------------------	---

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休，産休，育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが，上半期に実施できない場合は，必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は，回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1											
適用法令等			遵守事項			該当活動，設備等			規模，能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項			以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。			業務用空調機 第一種特定製品			伊船・長澤地区浄化センター1台 井田川北・汲川原地区浄化センター1台 三宅・徳居地区浄化センター1台 広瀬地区浄化センター1台 御園地区浄化センター1台 南部汚水汚水中継ポンプ場（西）1台 南部汚水汚水中継ポンプ場（南）1台 【追加】天栄1台（5/12設置） 下大久保1台（6/15設置） 甲斐1台（6/19設置） 岸田・花川1台（6/26設置）		
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）								
4月～6月 点検実施日			7月～9月 点検実施日			10月～12月 点検実施日			1月～3月 点検実施日		
伊船・長澤 4月17日 井田川北・汲川原 5月31日 三宅・徳居 5月2日 広瀬4月18日 御園6月1日 天栄 5月12日 南部汚水汚水中継ポンプ場（西） 6月23日 南部汚水汚水中継ポンプ場（南） 6月23日			伊船・長澤 7月3日 井田川北・汲川原 8月30日 三宅・徳居 8月1日 広瀬 7月4日 御園 8月31日 天栄7月14日 岸田・花川9月4日 下大久保7月6日 甲斐9月1日 南部汚水汚水中継ポンプ場（西） 9月29日 南部汚水汚水中継ポンプ場（南） 9月29日			伊船・長澤 10月2日 井田川北・汲川原 11月22日 三宅・徳居 10月3日 広瀬 10月3日 御園 11月24日 天栄10月6日 岸田・花川11月20日 下大久保10月5日 甲斐12月4日 南部汚水汚水中継ポンプ場（西） 12月22日 南部汚水汚水中継ポンプ場（南） 12月22日			伊船・長澤 1月15日 井田川北・汲川原 2月14日 三宅・徳居 1月9日 広瀬 1月16日 御園 2月15日 天栄1月12日 岸田・花川2月19日 下大久保1月11日 甲斐3月10日 南部汚水汚水中継ポンプ場（西） 3月29日 南部汚水汚水中継ポンプ場（南） 3月29日		
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。											
4月～6月		○	7月～9月		○	10月～12月		○	1月～3月		○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの									対象台数		定期点検（今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上									該当なし		該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力									充填なし		
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量											
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			遵守		変更点						

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条	事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	伊船・長澤
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条	第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車在使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	7台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条（事業者の責務）	事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。	廃棄物	施設廃棄物全般
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え） 【対象建設工事】（施行令第2条） ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築、増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築、増築、解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体、新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」→土木工事（剪定、除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額 5,000千円以上、 建築工事 当初設計金額 20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

・該当所属のみ入力

- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		下半期	
実施人数		実施日	令和6年3月11日
8	名	訓練内容	Suzuka-EMS緊急事態対応手順書「緊急事態対応手順書」
		実施時の写真撮影有無	○

V 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】

節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯，未使用時の会議室や書庫の消灯，階段，廊下等の必要最小限点灯

【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 2】

省エネ・節電のため，冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守，経済運転の励行，長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る

【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 3】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する

【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 4】

4 R活動の励行，発生した廃棄物の分別の徹底
※4R = Reduce:ごみを減らす，Reuse:繰り返し使う，Recycle：再生利用する，Refuse：不要な物は、いりませんと断る

【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 5】

自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底，出張時の公共交通機関の利用，近隣移動時の徒歩・自転車の使用

【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓

徹底している

【環境目標 6】

森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する

【基準値】 全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入）
1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」
※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	116	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 6.6% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	1759	

【環境目標 7】			
環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める			
※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。			
※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。 購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。 （例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える） 【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入） 空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」			
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ＝ 市のグリーン購入の平均値			
単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	7	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 25.9% もう少し努力できる
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	27	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】		
環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する		
R5年度作成枚数 →	24	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓ 件数を入力すると自動でコメントが表示されます ↓
作成済み		

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標	
公共工事設計時に環境に配慮した設計を行い、公共工事設計時の環境配慮チェック表を用いて管理する。	
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】	
年間を通して徹底された。次年度も引き続き取り組みを行う。	

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】					
基本目標		基本方針		施策	
自然と共生する社会の構築		生物多様性の保全		動植物の生育・生息の環境の確保	
実施施策	身近な生き物の生息環境の確保	実施施策詳細	管路及び処理施設の維持管理	担当G	維持管理G
年間計画（P） （当初入力）	供用開始以降の施設管理（通年）				
実施結果（D） （3月入力）	・排水処理施設（管路・中継ポンプ）については、舗装の陥没等パトロールを行い早期発見に努め、良好な状態を維持している。また、中継ポンプについても月1回制御盤・ポンプの点検を行い、良好な状態を維持している。 ・排水処理施設（浄化センター）については、週1回程度機器類の点検を行い記録をデータ化し、適切な維持管理により良好な水質を維持している。				
評価（C） （3月入力）	公共用水域の水質が改善され、生き物の生息状況に効果が見受けられる。				
改善（A） （3月入力）	次年度も継続して適切な維持管理に努める。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

【環境基本計画 2】					
基本目標		基本方針		施策	
生活環境の保全と創造		健全な生活環境の保全		水環境の保全	
実施施策	関連公共下水道（污水）の実施	実施施策詳細	関連公共下水道（污水）の実施	担当G	下水道第一G・下水道第二G
年間計画（P） （当初入力）	下水道整備拡大（計画・設計・工事監理）				
実施結果（D） （3月入力）	計画に基づき順次整備を実施				
評価（C） （3月入力）	計画に基づき順次整備を実施できている。				
改善（A） （3月入力）	継続して、計画に基づき整備を進める。				
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）	①目標の達成及び、実現のための施策を着実に前進させており、点検結果においても継続的な改善に努めている	次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		①事業の継続	

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】			
環境管理責任推進員による総合評価			
法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	○

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

所属（課等）		水道施設課
連絡先（内線・外線）		4351
環境管理責任推進員		****
環境管理推進員		****
提出日	当初提出日	令和5年8月30日
	上半期提出日	令和5年10月31日
	下半期提出日	令和6年4月18日

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

I 環境方針の伝達・携帯 ※各職員による携帯・職場への掲示

- ・勤務時間・勤務形態に関係なく出勤している全所属員が対象
- ・所属の全職員及び指定管理者や業務委託事業者等への周知状況を入力してください。

当初に全職員が携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	○
指定管理者や業務委託業者（※該当がある所属のみ業者名を記載してください。）	

- ・上半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

- ・下半期中に復帰または新たに雇用された職員に対して

携帯していることを確認（※病休、産休、育休等は除く）	該当なし
----------------------------	------

II 職場研修の実施

- ・原則として「上半期」に実施ですが、上半期に実施できない場合は、必ず「下半期」に実施してください。
- ・指定管理者や業務委託事業者等を除く全職員 ※パソコンが一人1台ない所属は、回覧等で対応してください。

実施	実施	セルフチェックシートの所属結果が自動で表示されます。
----	----	----------------------------

III 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1

適用法令等		遵守事項		該当活動、設備等		規模、能力等				
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		薬用冷蔵庫、冷凍庫、低温恒温器、薬用保冷库		5台 薬用冷蔵庫：水質試験室 冷凍庫：薬品室 低温恒温器×2：細菌試験室 薬用保冷库：細菌試験室				
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）						
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日				
6月20日		9月20日		12月20日		3月21日				
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。										
4月～6月		○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○		
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検（今年度の実施有無）			
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし			
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力							充填なし			
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量										
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			遵守	25	変更点					

2				
適用法令等		遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） 第6条		事業者及び消費者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう、特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬をする者又は再商品化等をする者に適切に引き渡し、その求めに応じ料金の支払に応じることにより、これらの者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。 【特定家庭用機器】 ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式、液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）、プラズマ式）、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫	1 階水質試験室 5 台／ 3 階事務室 1 台／ 中央管理室 1 台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

3				
適用法令等		遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） 第5条・8条		第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。 第8条 自動車の所有者は、当該自動車 が使用済自動車となったときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。	公用車	6台 R2N-VAN1台/ H28フィット・シャトル1 台/ H28フィット1 台/ H29フィット・シャトル1 台/ H29フィット1 台/ H19クロスロード1台
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

4				
適用法令等		遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2 第2項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）		事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない （特別管理産業廃棄物保管基準（抜粋）） ①周囲に囲いが設けられていること。②見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。(1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。(2)次に掲げる事項を表示したものであること。(イ) 特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ) 保管する特別管理産業廃棄物の種類 (ハ) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先③保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。④保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。⑤特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。⑥容器に入れ密封すること。（腐食を防止するために必要な措置、高温にさらされないために必要な措置を講ずること）	廃油（・廃酸・廃アルカリ）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点	

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2 第5項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）	事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない	廃油（・廃酸・廃アルカリ）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2 第8項（事業者の特別管理産業廃棄物に係る処理）	その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない	廃油（・廃酸・廃アルカリ）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 第1項	その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない	廃油（・廃酸・廃アルカリ）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 第6項	管理票交付者は、前三項又は第十二条の五第五項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処分が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。	廃油（・廃酸・廃アルカリ）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

9			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の3 第7項	管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない	廃油（・廃酸・廃アルカリ）	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

10			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第11条（毒物又は劇物の取扱）	第1項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	毒物、劇物	—
	第2項 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。		
	第3項 研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。		
	第4項 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

11			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第12条（毒物又は劇物の表示）	第1項 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。	毒物、劇物	—
	第3項 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

12			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
毒物及び劇物取締法第16条の2（事故の際の措置）	第1項 毒物若しくは劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。	毒物、劇物	—
	第2項 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。		
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

13			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び鈴鹿市公共工事環境配慮指針	地方公共団体は、第10条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない（施行令第8条により読み替え） 【対象建設工事】（施行令第2条） ○床面積80㎡以上の建築物の解体 ○床面積500㎡以上の建築物の新築、増築 ○請負金額1億円以上の建築物の新築、増築、解体 ○請負金額500万円以上の建築物以外の工作物の解体、新築 ・「鈴鹿市公共工事環境配慮指針」 →土木工事（剪定、除草等管理業務委託を含む。）当初設計金額 5,000千円以上、 建築工事 当初設計金額 20,000千円以上の物件は、「環境配慮チェックリスト」を設計書に添付すること。	一定規模以上の公共工事	—
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Ⅳ 緊急事態対応訓練の実施

- ・該当所属のみ入力
- ・Suzuka-EMSに基づく訓練に関して入力してください（ネットフォルダ 12Suzuka-EMS内掲載の「緊急事態対応手順書」参照）。
- ・対象所属が、年度内に緊急事態対応訓練手順書を基に訓練を実施し、その実施内容を入力してください。
- ・訓練実施時の写真をデータで残して頂くをお願いします（プルダウンで選択回答）。

実施予定日		令和6年3月	
実施人数		実施日	3月18日
8	名	訓練内容	燃料タンク緊急事態対応
		実施時の写真撮影有無	○

Ⅴ 環境目標の実施状況及び目標に対する状況点検

- ・環境目標1～5は、「セルフチェックシート」（別シート）に各職員が評価や数値を入力すると、各目標の「環境目標○に対する所属の結果」が自動で表示されます。

【環境目標 1】
節電のため、昼休みは業務に差し支えない範囲で消灯、未使用時の会議室や書庫の消灯、階段、廊下等の必要最小限点灯
【R5年度】 環境目標 1 に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 2】
省エネ・節電のため、冷暖房の室内温度基準・運転期間・時間の遵守、経済運転の励行、長時間の離席時にパソコン・ディスプレイの電源を切る
【R5年度】 環境目標2に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 3】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため両面印刷やNアップ印刷を活用し印刷ミスを減らすためプレビュー確認を徹底する
【R5年度】 環境目標3に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 4】
4 R活動の励行、発生した廃棄物の分別の徹底 ※4R = Reduce:ごみを減らす, Reuse:繰り返し使う, Recycle : 再生利用する, Refuse : 不要な物は、いりませんと断る
【R5年度】 環境目標4に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 5】
自動車の経済運転・駐停車時のアイドリングストップの徹底、出張時の公共交通機関の利用、近隣移動時の徒歩・自転車の使用
【R5年度】 環境目標5に対する所属の結果 ↓セルフチェックシートの所属の結果が自動で表示されます ↓
徹底している

【環境目標 6】
森林資源の枯渇を抑制（紙の削減）するため電子決裁を推進する 【基準値】全決裁に占める電子決裁の割合（小数点第2位を四捨五入） 1%未満:「より一層の努力が必要」 1%以上22%未満:「もう少し努力できる」 22%以上:「徹底されている」 ※22%：令和4年度の電子決裁数（起案・供覧）を全決裁数（起案・供覧）で除した数値 = 市の電子決裁平均値

年間の電子決裁数を入力 →	9	【R5年度】 環境目標6に対する所属の結果 2.1% もう少し努力できる
年間の電子決裁を含む全決裁数を入力 →	419	

【環境目標 7】

環境配慮物品の購入推進のためにグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）の割合を高める

※ 予算配当がない・物品を購入していない場合は「0」を入力してください。

※ 対象とする購入は財務会計システムの単価契約物品です。
購入の個数に関係なく、1回の購入を1件とします。
（例：A社で法適合商品複数個と、適合でない商品複数個を購入⇒法適合商品購入1件と数える）
【基準値】全物品購入件数に占めるグリーン購入の割合（小数点第2位を四捨五入）
空白:「物品購入が無い」 0.0%以上58%未満:「もう少し努力できる」 58%以上:「徹底されている」
※58%：令和4年度のグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を全購入数で除した数値 ÷ 市のグリーン購入の平均値

単価契約物品一覧表の「エコ」「グリーン」「GPN」と入っている物品が一つでも入っている「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度にグリーン購入（エコ・グリーン・GPN商品）を含む物品を購入した件数→	0	【R5年度】環境目標7に対する所属の結果 物品購入が無い
「支出負担行為（単契物品）」の枚数	R5年度に購入した件数→	0	

・該当所属のみ入力

【環境目標 8】

環境負荷を低減するため公共工事設計時の「環境配慮チェック表」を作成する

R5年度 作成枚数 →	4	【R5年度】環境目標8に対する所属の結果 ↓件数を入力すると自動でコメントが表示されます↓
		作成済み

Ⅵ 外部に向けて発信できる各所属で独自に取り組む環境目標及び実施状況

・各所属の事務事業内容を考慮した環境目標を設定し、その実施状況や改善点を入力してください。

【令和5年度】各所属で取り組む環境目標
公用車運転時に急発進、急ブレーキをしないようエコドライブ心掛ける。 ※運転手および市民PR用の啓発物を車両に掲示する。（業務上、公用車運転時間が長いので昨年度目標を継続。）
【↓ 今年度の実施状況や次年度への改善点を必ず入力 ↓】
実施できている。

Ⅶ 鈴鹿市しあわせ環境基本計画に即した環境施策の推進状況

・該当所属のみ入力

【環境基本計画 1】

基本目標		基本方針		施策	
実施施策		実施施策 詳細		担当G	
年間計画（P） （当初入力）					
実施結果（D） （3月入力）					
評価（C） （3月入力）					
改善（A） （3月入力）					
環境管理責任推進員評価 （3月入力・リストから選択）			次年度以降の事業の方向性 （3月入力・リストから選択）		

該当なし

Ⅷ 環境管理責任推進員による評価

・環境管理責任推進員による総合評価欄は、各項目の入力内容に応じ、自動で表示されます。

【R5年度】

環境管理責任推進員による総合評価

法の遵守状況（Ⅲ）	非常訓練（Ⅳ）	所属の目標設定及び実施結果（Ⅵ）	環境基本計画に即した環境施策の推進結果（Ⅶ）
①遵守	①実施済	①実施済	該当なし

・上記「法の遵守状況」や「非常訓練」が②の場合、来年度に向けた是正措置を入力してください。

--

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

平野送水場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等		遵守事項		該当活動、設備等		規模、能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器（業務用・第一種特定製品）		8台	
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日	
6月20日		9月20日		12月20日		3月21日	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月		○		7月～9月		○	
10月～12月		○		1月～3月		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

2							
適用法令等		遵守事項		該当活動、設備等		規模、能力等	
鈴鹿市火災予防条例第44条		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備		非常用自家発電装置		送水場（平野／発電機出力500kVA／変圧器（高圧）容量2000kVA／DC電源蓄電池容量200Ah／軽油貯蔵量950ℓ（発電方式：ディーゼル機関）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋内タンク貯蔵所	平野送水場／貯蔵量950ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋内タンク貯蔵所	平野送水場／貯蔵量950ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

平田送水場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器（業務用・第一種特定製品）		5台	
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日	
6月20日		9月20日		12月20日		3月21日	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月		○		7月～9月		○	
10月～12月		○		1月～3月		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

2							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
鈴鹿市火災予防条例第44条		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備		非常用自家発電装置		送水場（平田／発電機出力500kVA／変圧器（高圧）容量1000kVA／DC電源蓄電池容量200Ah／軽油貯蔵量950ℓ（発電方式：ディーゼル機関）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋内タンク貯蔵所	平田送水場／貯蔵量950ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油、軽油等）非水溶性液体 1,000L○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋内タンク貯蔵所	平田送水場／貯蔵量950ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第5条	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地○特定施設の種類○特定施設の構造○特定施設の使用の方法 ○汚水等の処理の方法○排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。） ○その他環境省令で定める事項）を県知事に届け出なければならない。【特定施設】（水質汚濁）し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）【指定地域特定施設】建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項 の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百一人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設／重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設	送水場	特定排出量383.02m ³ /日
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

6			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第7条・10条	(第7条)届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第八号までに掲げる事項(○特定施設の構造○特定施設の使用の方法 ○汚水等の処理の方法○排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)) ○その他環境省令で定める事項)の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を県知事に届け出なければならない/(第10条)届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項(○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地)に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を県知事に届け出なければならない。【特定施設】(水質汚濁)し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)【指定地域特定施設】建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設/重油、灯油、軽油等を含む水进行处理する油水分離施設	送水場	特定排出量383.02㎡/日
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

7			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条(排出水の汚染状態の測定等)	排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間	特定排出量383.02㎡/日
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

8			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	送水場	特定排出量383.02㎡/日
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

庄野送水場

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1								
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等		
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器（業務用・第一種特定製品）		1台		
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日		
6月20日		9月20日		12月20日		3月21日		
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。								
4月～6月		○	7月～9月	○	10月～12月	○	1月～3月	○
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）	
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし	
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。）※3月に入力						充填なし		
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量								
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			遵守	変更点				

2							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
鈴鹿市火災予防条例第44条		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高压又は特別高压の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備		非常用自家発電装置		送水場（庄野／発電機出力375kVA／変圧器（高压）容量750kVA／DC電源蓄電池容量200Ah／軽油貯蔵量950ℓ（発電方式：ディーゼル機関）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			遵守	変更点			

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋内タンク貯蔵所	庄野送水場／貯蔵量950ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋内タンク貯蔵所	庄野送水場／貯蔵量950ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）	河田送水場
--------	-------

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

	：当初提出時に入力する箇所
	：上半期提出時に入力する箇所
	：下半期提出時に入力する箇所
	：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○掘付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	送水場（河田／発電機出力20kVA／変圧器（高圧）容量750kVA／DC電源蓄電池容量50Ah／軽油貯蔵量198ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第5条	工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項（○氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地○特定施設の種類の特定施設の構造○特定施設の使用の方法 ○汚水等の処理の方法○排出水の汚染状態及び量（指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあつては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。）○その他環境省令で定める事項）を県知事に届け出なければならない。【特定施設】（水質汚濁）し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）【指定地域特定施設】建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設／重油、灯油、軽油等を含む水を処理する油水分離施設	送水場	特定排出量146.02㎡/日
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択	遵守	変更点	

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第7条・10条	(第7条)届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第四号から第八号までに掲げる事項(○特定施設の構造○特定施設の使用の方法 ○汚水等の処理の方法○排出水の汚染状態及び量(指定地域内の工場又は事業場に係る場合にあっては、排水系統別の汚染状態及び量を含む。)) ○その他環境省令で定める事項)の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を県知事に届け出なければならない/(第10条)届出をした者は、その届出に係る第五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項(○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名○工場又は事業場の名称及び所在地)に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を県知事に届け出なければならない。【特定施設】(水質汚濁)し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)(指定地域特定施設)建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二百人以上五百人以下のし尿浄化槽【貯油施設等】重油、灯油、軽油等を貯蔵する貯油施設/重油、灯油、軽油等を含む水进行处理する油水分離施設	送水場	特定排出量146.02m³/日
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条(排出水の汚染状態の測定等)	排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水又は特定地下浸透水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。2 総量規制基準が適用されている指定地域内事業場から排出水を排出する者は、環境省令で定めるところにより、当該排出水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。3 前項の指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出なければならない。届出に係る測定手法を変更するときも、同様とする。4 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。5 有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、環境省令で定めるところにより、定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。	①水質汚濁防止法による水質等の測定に則り測定すること。②記録の保存は3年間	特定排出量146.02m³/日
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

5			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 (事故時の措置)	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続く有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	送水場	特定排出量146.02m³/日
年間総合実施状況(入力:3月) 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）	広瀬送水場
--------	-------

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

	：当初提出時に入力する箇所
	：上半期提出時に入力する箇所
	：下半期提出時に入力する箇所
	：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
鈴鹿市火災予防条例第44条		火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備		非常用自家発電装置		送水場（広瀬／発電機出力105kVA／変圧器（高圧）容量100kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量490ℓ（発電方式：ディーゼル機関）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択			遵守		変更点		

2							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）		特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。		屋内タンク貯蔵所		広瀬送水場／貯蔵量490ℓ（貯蔵物・軽油）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択				遵守		変更点	

3							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
鈴鹿市火災予防条例 第46条		指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L		屋内タンク貯蔵所		広瀬送水場／貯蔵量490ℓ（貯蔵物・軽油）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択				遵守		変更点	

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（住吉／発電機出力22.5kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量190ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（道伯／発電機出力6kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量72ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点 令和5年2月3日に施設休止

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

高岡配水池

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）第16条により規定される第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項		以下の事項を定めた国が定める「第一種特定製品の管理者の判断の基準」の遵守を通じて、使用時におけるフロン類の漏えい防止に取り組むことが必要。 ●管理する第一種特定製品の設置環境・使用環境の維持保全 ●簡易点検・定期点検 ●漏えいや故障等が確認された場合の修理を行うまでのフロン類の充填の原則禁止 ●点検・整備の記録作成・保存 2. 一定量以上フロン類を漏えいさせた者は、算定漏えい量等を国に報告することが求められる。また、国はその算定漏えい量等を公表する。（国への報告は環境政策課） 3. 機器にフロン類を充填又は回収する必要がある場合、整備者は充填又は回収を「第一種フロン類充填回収業者」に委託しなければならない。第一種特定製品の管理者は、整備者に対して、整備発注時に管理者名を確実に伝達する必要がある。 4. 機器の廃棄等を実施する者は、フロン類を「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡すか、フロン類の引き渡しを設備業者等に委託し「第一種フロン類充填回収業者」に引き渡す必要がある。また、その際、行程管理制度に従って、回収依頼書の交付等が必要。		空調機器（業務用・第一種特定製品）		1台	
上半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）				下半期 ※簡易点検は3ヶ月に1回以上（全機種対象）			
4月～6月 点検実施日		7月～9月 点検実施日		10月～12月 点検実施日		1月～3月 点検実施日	
6月20日		9月20日		12月20日		3月21日	
↓ 点検（整備）記録簿への記載を済ませたら○を選択 ↓ ※機器を廃棄した後3年間は紙又は電磁的記録によって保存する必要あり。							
4月～6月		○		7月～9月		○	
10月～12月		○		1月～3月		○	
定期点検の実施（下記の機器を保有する所属のみ対象。） ※簡易点検に上乗せして実施するもの						対象台数	定期点検 （今年度の実施有無）
■冷凍冷蔵機器【7.5kW以上】・・・1年に1回以上 ■空調機器 【7.5kW以上～50kW未満】・・・3年に1回以上／【50kW以上】・・・1年に1回以上						該当なし	該当なし
算定漏えい量・充填量（冷媒の充填を行った場合は「充填量」及び「冷媒の種類」を入力。充填がない場合は「充填なし」と入力。） ※3月に入力						充填なし	
※機器整備等で都道府県知事の登録を受けた充填回収業者より発行された「冷媒充填証明書」を基に点検記録された年間合計充填量							
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

2							
適用法令等		遵守事項		該当活動，設備等		規模，能力等	
鈴鹿市火災予防条例第44条		火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備		非常用自家発電装置		配水池（高岡／発電機出力105kVA／変圧器（高圧）容量150kVA／DC電源蓄電池容量100Ah／軽油貯蔵量490ℓ（発電方式：ディーゼル機関）	
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守		変更点			

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2 （事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。		高岡配水池／貯蔵量490ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

4			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋内タンク貯蔵所	高岡配水池／貯蔵量490ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）	国府配水池
--------	-------

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

- 凡例
- ：当初提出時に入力する箇所
 - ：上半期提出時に入力する箇所
 - ：下半期提出時に入力する箇所
 - ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関係する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（国府／発電機出力12kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量198ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（国府第2／発電機出力7.5kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量28ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（山本／発電機出力5kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量90ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（庄内第1／発電機出力5kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量50ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（庄内第2／発電機出力5kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量50ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（大久保第1／発電機出力105kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量190ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（大久保第2／発電機出力5kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量50ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（小岐須／発電機出力5kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量50ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- 「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- 機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	配水池（椿一宮／発電機出力5kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量70ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

平野一号水源

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○掘付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	水源（平田1号／発電機出力125kVA／変圧器（高圧）容量75kVA／DC電源蓄電池容量100Ah／軽油貯蔵量490ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋内タンク貯蔵所	平田1号水源／貯蔵量490ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し，又は取り扱おうとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は，同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油，軽油等）非水溶性液体 1,000L ○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋内タンク貯蔵所	平田1号水源／貯蔵量490ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	水源（西富田2号／発電機出力125kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量190ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	水源（和泉1号／発電機出力60kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量190ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	水源（和泉2号／発電機出力100kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量190ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則，小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動，施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は，「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動，設備等	規模，能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し，火災の発生のおそれのある設備のうち，次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は，あらかじめ，その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	水源（和泉3号／発電機出力100kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量190ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

Suzuka-EMS（鈴鹿市環境マネジメントシステム）

所属（課等）

太陽の街ポンプ所

環境活動報告シート（令和5年度）

※原則、小数点第2位まで入力

凡例

- ：当初提出時に入力する箇所
- ：上半期提出時に入力する箇所
- ：下半期提出時に入力する箇所
- ：必要に応じて適時入力する箇所

※該当のない項目には「該当なし」を入力または選択

Ⅲ 施設及び設備等の点検

- ・「法律」「条例」等に関する事業活動、施設及び設備等の点検状況を入力してください。
- ・機器等の新規購入や廃棄を行った場合は、「変更点」に入力してください。

1			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例第44条	火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるもの（省略（補足事項参考））を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない 【届出が必要な火災の恐れのある設備】（抄） ○据付面積2㎡以上の炉○ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸し設備○内燃機関による発電設備（固定して用いるもの）○高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く）○蓄電池設備	非常用自家発電装置	ポンプ所（太陽の街／発電機出力45kVA／変圧器（高圧）容量-kVA／DC電源蓄電池容量-Ah／軽油貯蔵量480ℓ（発電方式：ディーゼル機関）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

2			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
水質汚濁防止法 第14条の2（事故時の措置）	特定施設・貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場・当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	屋内タンク貯蔵所	太陽の街ポンプ所／貯蔵量480ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点

3			
適用法令等	遵守事項	該当活動、設備等	規模、能力等
鈴鹿市火災予防条例 第46条	指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない／前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを変更又は廃止する場合について準用する。 【指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物貯蔵所】危険物の指定数量 ○第2石油類（灯油、軽油等）非水溶性液体 1,000L○第3石油類（重油等）非水溶性液体 2,000L	屋内タンク貯蔵所	太陽の街ポンプ所／貯蔵量480ℓ（貯蔵物・軽油）
年間総合実施状況（入力：3月） 選択リストから遵守・未遵守・評価事象なしのいずれかを選択		遵守	変更点